

式社巡拝・皇陵巡拝の思想的淵源

緒言

本来、巡礼は、神仏への信仰心から発露する行動である。だが、近世日本に出現した式社（式内社）巡拝・皇陵巡拝は、純粹に神仏に対する信仰心から発したものではない。それらは古代日本の国家祭祀のあり方に価値を認める、近代天皇制国家に繋がるイデオロギーに依拠する点で政治性を帯びており式社・皇陵は、相互に親和性を有していた。

式社巡拝は近世中後期から、皇陵巡拝は幕末から昭和戦前期にかけて、広く展開した。それらが近世という時代に登場してきた背景には、この時代における交通路の安全性

井上 智勝

の向上に由来する旅の盛行という事情が、まずは想起されてよい。しかし、本報告で重視したいのは次の点である。すなわち、式社も皇陵も、古代律令国家による神祇祭祀・陵墓祭祀が維持しえなくなつて以降、祭神や由緒、所在が紛れてゆき、近世に至るまでには、それらが不明に帰するものが少なくなかつた点である。この事實は、古代国家の解体後、近世までの間には式社や皇陵が、高い価値を認められていなかったことを示す。それゆえ、式社・皇陵に対する巡拝の成立には、それらに対する価値の認知・共有が前提となるとともに、祭神・由緒・所在地を比定する考定作業が不可欠となる。すなわち、式社・皇陵巡拝は、近代天皇制国家に繋がるイデオロギーの出現・高揚と、考証的

態度の進展という、近世日本の社会に特徴的な事象を前提として現れてきた、新しい巡礼であったのである。

本報告は、このような近世日本における式社巡拝・皇陵巡拝の実態を示す中で、近世日本の考証的態度のあり方を検討しつつ、式社・皇陵が、近世のいつの時点で、誰によって、何のために価値を見出されるに至ったのか、についての解明を試みるものである。

一 式社巡拝

(1)各地の式社巡拝と担い手

まずは、民衆による式社巡拝の受容の実態を示し、その価値受容の時期と経路を考察する。

・一九世紀前期 伊勢国安濃津

文政十三年（一八三〇）伊勢国安濃津近郊の医師井田理左衛門によって「伊勢国式社参拝并名所和歌略鈔三十三所観音廻拝図」⁽²⁾が作成された。一九世紀前期の伊勢の人々にとって式社巡拝は、名所めぐり・三十三所観音巡礼と同列の意識で捉えられていたことが諒解される。安濃津八町の商人稲垣定毅が、同図の写本と「式社参拝記并三十三所観音廻拝記」⁽³⁾（文政五年（一八二二）を所蔵していたことは、このような意識が町人層に共有されるものであったこと

を示す。

稲垣家には「伊勢式社案内記」⁽⁴⁾（安永八年（一七七九）自序の写本（文政二年（一八一九）も所蔵されている。本書は、山田の住人五十嵐久貞が、出口延経「神名帳考証」・橋村正身「神名帳考証再考」⁽⁵⁾（明和六年（一七六九））に触発され、山田を発して山田に帰る行程で国内の式社二五三座を巡るための案内書であった。

稲垣定毅は、本書を同じ町内の谷川家蔵書によって書写していた。谷川家とは谷川士清を輩出した家である。両家に交流のあったことは疑いないが、士清は文政年間には既に没しているから、定毅との直接の交渉は想定しにくい。ただ、それでも安濃津の町人層の式社への関心が、士清のような国学者の影響下にあったことは推察されてもよい。

伊勢国では早くから神宮神職による式社考証も盛んであった。五十嵐久貞が触発されたのは、出口延経や橋村正身の式社研究書であったが、彼らとともに外宮の権禰宜であった。さらに内宮禰宜の中川経雅は、「伊勢式内神社巡参記」⁽⁶⁾を著して、単なる机上の式社研究を、巡拝という実践次元に移行させた。このような伊勢における展開を見る限り、式社巡拝は神道家・国学者の関心と価値観を介して町人層に波及した、という経路が想定されるかもしれない。

・一八世紀中期 関東

下総国相馬郡の蛟蛸神社の神職宮田泰好も、関東・奥羽・甲斐・駿遠諸国の式社を巡拝し、宝暦十四年（二七六）四・自序の巡拝記「巡礼旧神祠記」⁶を著している。同社は、享保元年（一七一六）吉田家の承認を受け、社号を文間兩社大明神から式社号である蛟蛸神社に改称しており、それ以前から式社に対して積極的に高い価値を認めていた。

しかしながら、それは式社巡拝が神道家・国学者から町人層に波及したという経路の妥当性を、必ずしも意味しない。関東でも延享元年（一七四四）、常陸国新治郡深谷村の浅右衛門が「当国式拾八社」、すなわち常陸国内の式社巡参を実践している事例が知られるからである。相模国高座郡海老名郷上下両村もまた、延享二年鎮守社の境内に「相模国十三座内有鹿神社」、すなわち同社が式社有鹿神社である旨を刻した石標を建立している。⁹

・一七世紀末 伯耆国米子

山陰では、既に元禄期から、町人による式社への価値承認と実践が確認される。伯耆国米子の町人唐物屋治兵衛こと竹内自安は、歌集数編を有する歌人で、歌を通じて堂上公家とも交流を有し、詩歌を詠みながら古跡・名所を巡参した。¹⁰元禄七年（二六九四）成立の「伯陽六社みちの記」¹¹は、自安が伯耆国内の式社六社を巡拝した際の巡参記である。自安の式社巡拝は、詩歌への関心からの名所・古跡め

ぐりの延長線上にあった。彼が式社という価値と接触した契機は明確ではないが、古跡への興味や公家との交流からそのような価値観を獲得するに至ったことも推察される。

以上のように、西国では一七世紀の末、東国でも遅くとも一八世紀の中頃には衆庶による式社巡拝の実践例が確認された。そしてそれは、必ずしも神道家や国学者らとの接触を通じて獲得される価値意識ではなかった。

(2) 式社巡拝の前提——式社所在地の比定

竹内自安の式社巡拝は、円滑に遂行されたわけではない。伯耆国式社六社のうち大神山神社の所在地が不明に帰していたからである。ある人は大山に鎮座する山神だと言いつ、ある古老は尾高に移した二宮であるという具合に異説区々で、「いづれのはかせにとへどもしらず」という状況であった。かかる状況を歎きつつ、自安は尾高の二宮の神職内藤掃部を訪ねた。自安に対し、掃部は次のように自説を述べた。二宮にほど近い福万の山の古跡に、山の神という御神木の松があるほか、山の寺という神宮寺の跡がある。いずれも「山」の名がついているので、大神山神とはこの神に違いない、と。さらに、古い棟札に「二ノ宮ハ天地開闢ノ尊神陰陽則現大祖也」とあること、白井宗因の『神社啓蒙』に「山王二宮者国常立尊」の記載があることを挙げ

て、国常立尊が祭神とされる大神山神社が、自身が奉仕する二宮であるという見解を補強している。自安はこれに従い参拝、和歌を奉納した¹²⁾。

式社の所在地比定は、内藤掃部のごとき地方神職によってのみ担われたのではない。著名な学者がこれに当たることもあった。だが、その考定の水準は、掃部と大差ない。

延宝四年（一六七六）、肥前国平戸出身の神学者橘三喜は、諸国一宮巡礼の途次、杵岐国の式社二十四社の巡拝を志した。しかしその多くが不明に帰しており、所在地の比定は必須であった。「杵岐国宗廟」天手長男神社については、「考合する事ども」に加え、「一人の老婆かたり伝ふる事」を手がかりに、藪を発掘したところ、神鏡一面・二座の石体をはじめ、数多の土器を得た。これによって三喜は、当所が同社の旧地だと判断している¹³⁾。

また、並河誠所は、自身が実質的に編纂した『五畿内志』（享保二十年（一七三五）成立）において、畿内の式社全ての所在地を比定した。さらに誠所とその弟子久保重直は、式社に石標を建立し、巡拝を促すことを試みている¹⁴⁾。ただ誠所が、山城国紀伊郡の式社飛鳥田神社を比定した際に根拠としたのは、現地人の話・地名などであった¹⁵⁾。

式社は、著名な大社を除いて、確実な史書にたびたび名を現すものは稀である。したがって、確実な古文獻によつ

て、全ての式社の所在地を比定することは不可能である。「擬集古録」などの著者として考証学者の相貌を具える並河誠所とて、畿内の全式社を比定するためには、土地の伝承・地名などに依拠して「考証」せざるを得なかった。ただし、このような合理性の調達方法もまた、近世日本における考証的態度の展開過程の一齣なのである。

(3) 式社という価値の登場

式社の所在地比定は、式社に価値を認めた行為である。ただ、式社研究はまず祭神や由緒の考証から開始され、のち所在地比定がなされるようになる。式社研究の濫觴は室町後期に認められるが、対象は式社の一部分で、祭神や社名の読み方の研究であった¹⁶⁾。

式社全体に価値を認めた研究は、江戸時代に入って初めて現れる。神道家によるものとしては、貞享三年（一六八六）成立と推察される、大山為起による全式社の祭神・由緒の考証成果「延喜神名式比保古」が比較的早い。のち、一八世紀の初め頃に、全国式社の祭神のみならず所在地をも考証し、註釈を加えた出口延経著「神名帳考証」が成立した。本書は、それまでの式社研究の到達点というべきもので、後世の式社研究にも大きな影響を与えた。

しかし、近世に初めて式社全体に価値を見出し、本格的

な考証を行ったのは、神道家ではなく幕藩領主であった。橋三喜の式社巡拝とその顕彰が「国主の仰」、すなわち彦岐一国を領有する平戸藩主松浦鎮信の意向を受けてのものであったことは、幕藩領主の一部が式社への強い関心を有していた事実を示す。

ただ、僻遠の外様大名よりも、徳川一門の有力大名の方が、式社に関心を抱く時期は早かった。正保三年（一六四六）、式社全体を対象とした研究の嚆矢である「神祇宝典」を成したのは、徳川家康の九男で初代名古屋藩主徳川義直であった。本書は、著名式外社を含む全国式社の祭神を、古文獻に依拠して解明を試みた考証の成果である。その甥、水戸藩主徳川光圀は、神道に関する諸事をまとめた「神道集成」¹⁹を編ませ、寛文十年（一六七〇）一旦上呈されたが、その巻六から十は古文獻による式社祭神の考証に宛てられている。徳川秀忠の実子で四代將軍徳川家綱の後見役を務めた会津藩主保科正之は、寛文十一年（一六七二）成立の領内神社志「会津神社志」²⁰の編纂過程で、領内に所在するはずの式社所在地を比定し、廃絶したと認められるものを「再興」させた。

上述の諸書の序文・上疏文を見れば、これら徳川一門の有力大名による式社重視が、「神国」意識に基づく天皇親政期の理想視に由来していたことが諒解される。そこには、

「神国」日本を「中華」と敵体させ、「中華」に匹敵する礼文すなわち文明国の標章として神道を捉える姿勢が共通している。仏教伝来以前に展開していた「神国」の淳良なありかたを回復するために、祭神が名を失い、所在を紛らわせるに至った式社を考証し、顕彰しようとしたのである。それは、唐虞三代に理想世を認め、そこへの賛辞を惜しまない「中華」の儒教に対する態度と通底する。もとより、これらの序文などは、必ずしも藩主自身の制作にかかるものではないが、藩主の意に反する記述がなされるはずはなく、むしろその意を反映した内容と考えるのが妥当である。すなわち、一七世紀中頃の徳川一門の有力大名による式社顕彰は、日本に「神国」の実を取り戻すことを目的とするものであった。

近似した意識は、松下見林のような民間の学者にも認められ、当該期の知識層に広く共有されうる意識であったと考えられる。

徳川光圀や保科正之は、「神国」の現出を封内の宗教政策に適用した。従来、廃仏や淫祠解除という破壊的な面を取り上げられることの多かった彼らの宗教政策は、徳川政権が「神国」の回復者となるための手段であり、式社顕彰もその政策の上にあった。式社研究は、祭神や由緒の研究から開始されたが、それが領内での宗教政策の実践に

組み込まれるにしたがって、所在地比定の必要が生じてきたのである。

徳川一門以外でも、幕藩領主による式社顕彰が行われた例がある。平戸藩主松浦鎮信については既述した。寛文年間、岡山藩主池田光政は、神社統合を進める反面、式社を「復興」させた。高知藩は、明暦三年（二六五七）式社に関心を示しており、宝永年間には、藩主山内豊房が、領内の式社への石標建立による顕彰を構想していた。それは豊房の強い「国司」意識に拠っていた。⁽²³⁾

では、徳川一門の有力大名をはじめとする幕藩領主たちは、一七世紀の中頃という時期に、何故にそのような実践をせねばならなかったのか。本報告ではその原因を、当該期の明清交代の影響に求め、次のように理解しておきたい。すなわち、徳川一門による式社考証・顕彰は、明清交代という東アジア世界の激動期に、国際的な文明の標章たる儒教的礼文主義と国内的なエスノセントリズムである「神国」意識の両者をともし満たす形での、徳川政権の自己正当化の一環であった。⁽²⁴⁾

幕藩領主による式社考証・顕彰書は一般に流布することはないが、その後、式社という価値は、あるいは和歌名所・古跡への関心を通じて、あるいは神職が高い位階を得るための基準として、在地社会にも受容されていた。⁽²⁵⁾

二 皇陵巡拝

皇陵巡拝は、幕末期に発生し、主に国学者らによって担われた。伴林光平の「巡陵記事」⁽²⁶⁾は著名である。近代に至ると民衆にも受容され、明治期には多く個人によって、大正期に至ると団体で、皇陵巡拝がなされたという。⁽²⁷⁾ 皇陵もまた、時代の推移とともに所在地が不明となったものが多く、巡拝成立の前提として、その比定が必要であった。

津久井清影に嘉永七年（一八五四）成立の「陵墓一隅抄」という著作がある。本書は、元禄十一年（一六九八）刊の松下見林「前王廟陵記」や蒲生君平「山陵志」を克服するに足る一書を、津久井が入手・補訂して刊行したものである。その法量は縦一七種×横一一種という携行を意識した大きさで、巡陵への誘いを意図していたことが知られる。

本書で、陵墓考証の濫觴として松下見林「前王廟陵記」が認識されていることには注目してよい。見林が本書をなしたのは、讃岐国高松藩主松平頼常の意志と援助によるものであった。高松藩主が陵墓に対して関心を抱いたのは、保元の乱に敗れ、讃岐に配流された崇徳院の陵墓を修築するためであった。かかる頼常の陵墓への関心の背景には、叔父にして実父である徳川光圀の影響も推察される。皇陵

巡拝もまた、一七世紀中頃の幕藩領主の意向によって、その前提を準備されたといえよう。

結語

式社は、明清交代期である一七世紀の中頃に、「中華」に匹敵しうる「神国」の回復者として自己を位置づけることによって、国際的かつ国内的な正当性を調達することで徳川政権に正当性を付与しようとした徳川一門の有力大名によって、初めて価値を見出された。初めは祭神・由緒の考証を専らとしたが、「神国」を具現化するために、式社の位置を比定することも行われた。このような式社顕彰の姿勢は、民間の学者にも共有された。以降、式社を比定し、そこを巡拝するという行動文化が民衆の間にも現出することになる。皇陵についても、これに準じた理解ができる。

日本のナショナリズムは近世において高揚するが、その展開過程の解明は、近世後期の国学者や神道家にのみ注目した検討では不十分である。一七世紀の幕藩領主による政權正当化の観点から、国際情勢やエスノセントリズムの規制力にも注目した検討が必要である。また、契沖の「万葉代匠記」が徳川光圀の依頼によって成立したように、一七世紀の日本における考証学の進展を、当時の幕藩領主層が

直面していた課題との関連で問い直す必要もあるであろう。

注

- (1) 例えば、天保十四年（一八四三）福田美楯とともに山城国内の式社巡参記「式社詣之記」を、さらに「山城国式社考」を著した国学者水嶋永政が、「山陵考」「陵墓考」「日向国可愛山山陵記」「山城五陵考」など陵墓考証に関する書を成している。また、津久井清影（平塚飄齋・茂喬。弘化四年（一八四七）京都町奉行所与力を致仕後、山陵調査に努めた）が、嘉永七年（一八五四）に編んだ「陵墓一隅抄」の明治九年（一八七六）版（大阪府立中之島図書館蔵）扉には「陵墓一隅抄 式内百廿箇所附録 一卷／聖蹟図志 神代諸国之部京郊及山城共 一二帖」とある。「陵墓一隅抄」の原本著者とされる美濃国出身の神職若宮水枝は「自」少、概「山陵及式社之荒涼」いていたという。
- (2) 津市図書館蔵井田文庫。
- (3) 津市図書館蔵稲垣文庫。
- (4) 同前。ただし、書名は「五十瀬国式社案内記」。なお、五十嵐久貞は出口延佳が万治頃に著した「神名帳考証」に触発されたとするが、延佳に同名の著作は知られないため、子の延経による同名の著作と判断した。
- (5) 安永三年自序。神宮文庫蔵。
- (6) 『神祇全書』二一、一九七一年、思文閣。

- (7) 「御広間雜記」八月十七日条、天理図書館蔵吉田文庫。
- (8) 「常州信太郎阿見村修驗滝音院と同郡同郡竹来村社家宮本和泉社号出入一件」(吉田久右衛門家文書)『阿見町史編さん史料八 仙台藩領と阿見地域』一九八一年、阿見町史編さん委員会。
- (9) 式内社研究会編『式内社調査報告』一一、一九七六年、皇學館大学出版部。
- (10) (11) (12) 梅林武雄『伯耆の元祿旅日記』一九八九年、今井書店。
- (13) 橘三喜「一宮巡詣記」『神祇全書』二、一九七一年、思文閣。
- (14) 井上智勝「並河誠所の式内社顕彰と地域―撰津国式内社号標石の建立を中心に―」『大阪市立博物館研究紀要』三二、二〇〇〇年。
- (15) 井上智勝「近世中期における京郊神社の動向」『京都市歴史資料館紀要』九、一九九二年。
- (16) 井上智勝「十七世紀中―十八世紀初期における式内社研究―その主体と思想―」『日本思想史研究会会報』二〇(衣笠安喜先生追悼特別号)、二〇〇三年。
- (17) 前掲(13)。
- (18) 『神道大系』神社編三 総記下、一九八三年、神道大系編纂会。
- (19) 『神道大系』首編一、一九八一年、神道大系編纂会。
- (20) 『統神道大系』論説編 保科正之一、二〇〇二年、神道大系編纂会。
- (21) 松下見林「書于神名帳後」『神祇全書』一、一九七一年、思文閣。福井款彦「神道学者としての松下見林」『神道史研究』三五―三、一九八七年。
- (22) (23) 井上智勝「一七世紀中後期の領主権力と二宮・式内社―その保護・顕彰政策と正当性―」『日本宗教文化史研究』一一―二、二〇〇七年。
- (24) 井上智勝『吉田神道の四百年―神と葵の近世史―』(二〇一三年、講談社選書メチエ)で、この点について、やや詳しい説明をしておいた。なお報告後、前田勉氏より、寛文期の幕藩領主層が儒教を重んじることの背景には、仏教教団の安定への牽制の意図があったことのご指摘をいただいた。また、松尾晋一氏の近著『江戸幕府と国防』(二〇一三年、講談社選書メチエ)からは、正保期の幕藩領主層がキリシタンへの脅威を強く意識していたことを教えられた。本報告で述べた、一七世紀中頃の日本における「神国」思想の高揚には、このような論点を盛り込んで、肉付けしてゆく必要があることを感じている。
- (25) 井上智勝「近世の神社と朝廷権威」第三編第一章、二〇〇七年、吉川弘文館。
- (26) 安政三・四年。大阪歴史博物館蔵。また、『伴林光平全集』一九四四年、湯川弘文社。

(27) 船越幹央「明治・大正期における皇陵巡拝」『大阪市立博物館研究紀要』三三、二〇〇一年。

(28) 大阪府立中之島図書館蔵。

(29) 阿部邦男「松下見林著『前王廟陵記』の成立と後世への影響」(『皇學館論叢』二八一五、一九九五年)、同「松下見林の『前王廟陵記』撰述の機縁」(『皇學館論叢』三二一―三二二、一九九九年)。

付記 本報告は科学研究費補助金(課題番号二四五二〇〇八一、研究代表者・井上智勝)による成果の一部である。

(埼玉大学教授)